

退職手当の概要

1 対象者（条例第1、2条）

職員（知事、副知事、常勤の監査委員、企業局長、教育長等を除く。）のうち、常時勤務に服することを要するもの（再任用者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者

2 支払（条例第2条の3）

退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。

ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 退職手当の算定（条例第2条の4、3～5条、5条の2、3、H18.3.30附則2）

退職手当の額は、下記計算式により算定される（退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額とする。）。ただし、経過措置として切替日前退職手当額（H18.3.31に同一の理由で退職したと仮定した場合の退職手当額）との比較をし、高い方が支給される（早期退職募集による退職（以下「認定早期退職」という。）では、この経過措置は適用されない。）。

【現行条例等退職手当額】

＝基本額 {退職日給料月額（給料の調整額・教職調整額を含む）×退職事由別・勤続年数別支給率 × 調整率} + 退職手当の調整額

退職日給料月額は、現行給料表による給料月額であり、旧「職員の給与に関する条例」による給料月額（現給保障額）が支給されている場合でも現行条例による給料月額が採用される。

【旧制度退職手当額】

＝基本額 {切替日前日(H18.3.31)給料月額（給料の調整額・教職調整額を含む）×退職事由別・勤続年数別支給率(旧)×調整率（現行の率）}

【調整率】

条例第3条から第5条までの規定に該当する退職者の退職手当の基本額は、条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ87/100を乗じて得た額とする。（全退職者が対象）

4 退職手当の調整額（条例第6条の4）

在職期間中の貢献度をきめ細かく勘案できるよう、一定期間の職務の内容に応じた調整を行う。在職期間中の各月に退職者が属していた区分に応じて定められている調整額のうちその額が最も多いものから60月分を合計した額。